

民間バス事業者による広告付きバス停留所上屋の設置について（報告）

議事2
資料ー1

1 趣旨

民間バス事業者より広告会社との協働で、広告付きバス停留所上屋を導入したいという旨の相談を受けています。民間同士の契約・取組みであり、景観の観点においては、市の関与なく設置することが可能ですが、上屋形状への配慮や広告物の自主審査基準などを設け、市も一定の確認をおこない、景観への配慮を促しながら道路内建築、屋外広告物の許可をおこなうこととします。

2 背景

- ・バス停留所上屋は、交通事業者が設置することとなっており、交通事業者にバス停留所上屋設置の要望が多数寄せられています。
- ・バス停留所上屋の整備、維持管理費用を賄うため、バス事業者は広告付きバス停留所上屋としたものの、広告需要が少なく収益性が低い場所では設置が進んでいません。

3 対象

バス運営事業者	① 民間バス事業者	② 横浜市交通局
上屋デザイン	既製品 (「横浜市ストリートファニチャー整備事業」 を踏襲したデザイン)	都市美承認済のデザイン (「横浜市ストリートファニチャー整備事業」 を踏襲したデザイン)
広告審査	事業者による自主審査 ※自主基準について本市と調整	広告物検討委員の審査

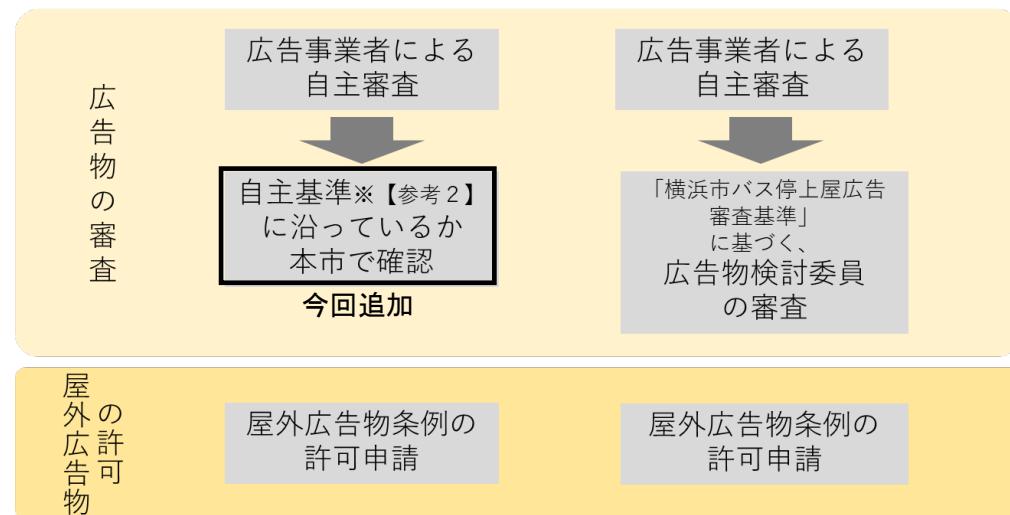
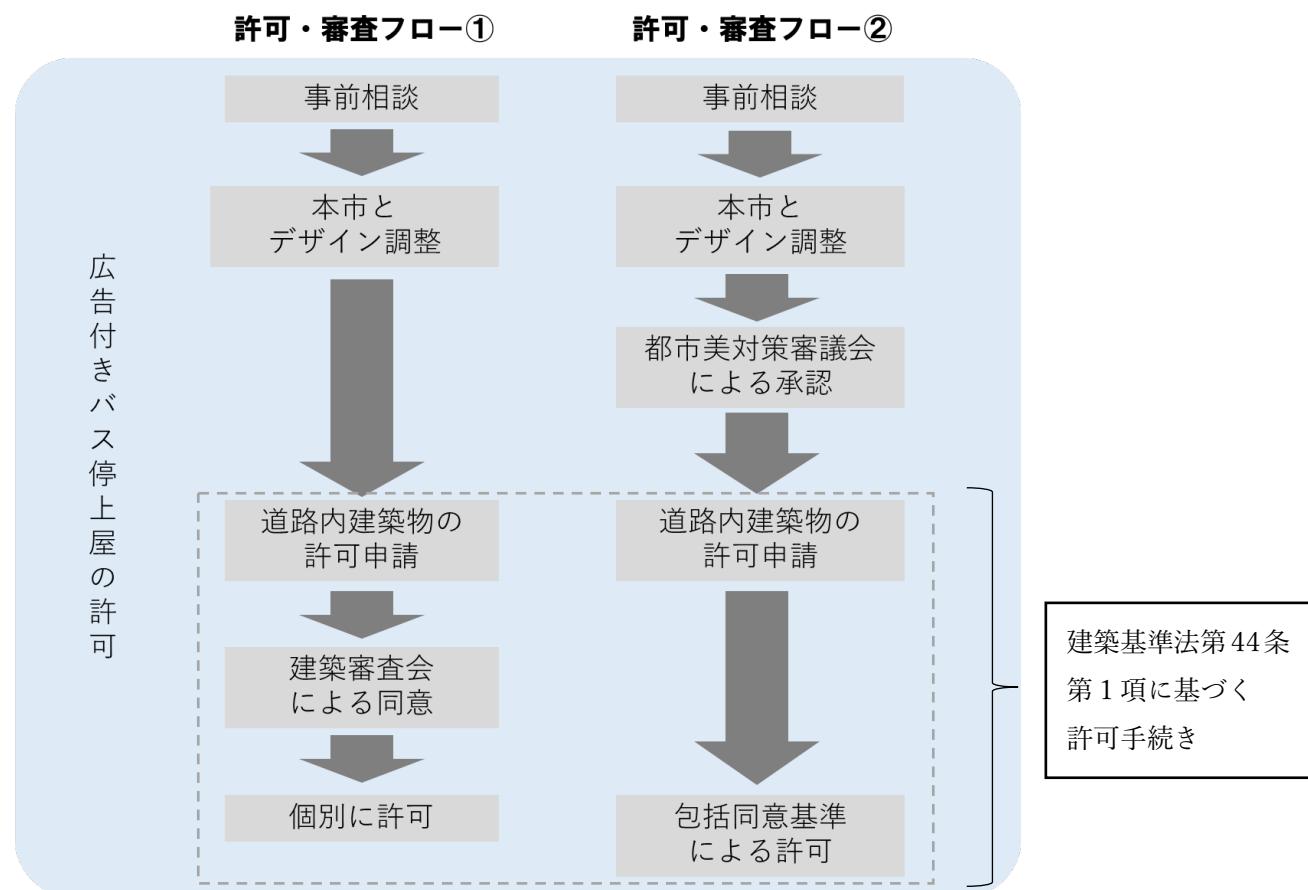
【参考図】広告付きバス停留所上屋デザインの比較



4 経緯

- 平成3年 横浜らしい景観形成のため、ストリートファニチャーのデザイン等について検討開始
平成4年～ 都市整備局と交通局が連携し、バス停留所上屋（広告物添加なし）整備開始
平成15年 国交省から広告物を添加したバス停留所上屋に対する道路占用許可取扱いについて通知
平成16年 広告付きバス停留所上屋のデザイン及び広告物審査方法を都市美対策審議会で承認
平成16年 交通局が整備・維持管理に民間活力を導入し、上記参考図【基本型】を設置開始し
～17年 以降、建築審査会で個別に同意を得て、計44か所を設置
平成17年 上記実績により包括同意基準の適用が認められ、これまでに計274か所設置

5 許可・審査フロー



※道路占用許可は別途手続きが必要

6 まとめ

バス停留所上屋の設置については、市民ニーズ等を踏まえ、バス事業者と協議の上、上記フロー①、②により、広告付きバス停留所上屋の許可及び広告物の審査を行っていきます。

【参考1】フロー②の包括同意基準について

- ・建築基準法第44条第1項に、建築物は、道路内に建築してはならないとあり、ただし、公益上必要な建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りでないとされています。

建築基準法第44条第1項（抜粋）

建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

- 法第44条第1項に基づき、本市では、建築審査会が同意する基準として、あらかじめ許可基準（包括同意基準）を定めています。
- ・包括同意基準で許可するための要件の1つとして、「建築物には、広告物等の添加又は添付をしないこと。*ただし、路線定期のバス停留所の上屋で横浜市都市美対策審議会の承認を得たものは除く。」としています。*平成17年にただし書きを許可要件に追記

【参考2】主な自主基準

「基本的な考え方」

- 公共空間に掲出されることを踏まえた、都市景観を向上させるものであること。
- 地域性を踏まえた、横浜らしいものであること。
- 界隈に活気をもたらすような表現、あるいは快適な環境をもたらすような表現とするなど、賑わいや好ましい環境の演出にも効果があり、品位の良さを感じられるデザインとする。

「デザインに関する項目」

- バス停留所及びその周辺の景観と調和したデザインとする。
- バス停留所の形状及び色彩と調和したデザインとする
- 信号機・道路標識等の効果を妨げる恐れのあるものは使用しない
- 蛍光、反射等素材を使用するものは避ける
- 高彩度色（推奨値を超える色）の使用を全体の3割以内とする。ただし「写真（人物、動物、商品や風景等）」の使用部分は除く。
- 文字情報は過多又は過密とせずに、必要最小限の情報にとどめる。

【参考3】広告付きバス停留所上屋の設置済箇所及び設置予定箇所

